

「ふるさと納税」の取組方針について

1 ふるさと納税とは

「ふるさと納税」とは、ふるさと（注）へ贈る寄付金。

ふるさとや応援したいと思う自治体への寄付金の一定額が、現在納税している自治体の住民税などから控除される制度で、個人のふるさとへの想いを税制上で実現。

4月30日、地方税法改正案が衆議院で可決され、ふるさと納税制度が創設された。

（制度の概要は別紙参照）

それに合わせて、市税条例の改正を専決処分し、6月市議会で報告

（注）「ふるさと」となる自治体は限定しない。都道府県及び市町村の双方が対象。

2 ふるさと納税に係る市の基本的な考え方

- ・ 震災からの復興、持続的な地域振興、災害に強い安全で安心して暮らせるまちづくりなどを進めるため、県外（主に首都圏）を中心に、多くの方々からの寄付を募る取組を積極的に進める。
- ・ 市外に住んでいても、ふるさと柏崎を大切に想い、応援してくださる人を増やし、ふるさと柏崎の応援団として、交流の促進を図る。
- ・ 震災からの復興に向けてがんばっているふるさと柏崎の施策・事業を示し、寄付される方の意向を反映した取組を進める。

3 今後の取組について

- ・ 庁内関係課で構成する検討会で取組を進める。（寄付の受入、使途、PR等）
- ・ ホームページの作成（順次更新予定）
- ・ 専用口座の開設など寄付の受入体制の整備
- ・ 市民へのPR（広報かしわざきで周知）
- ・ 高校同窓会、県人会、柏崎にゆかりのある企業などへの働きかけ
- ・ 各種イベント・物産展などでのPR
- ・ 6月市議会において基金条例、補正予算を提案予定

個人住民税における寄附金税制(地方公共団体以外)の見直し(案)

現 行

改 正 案

〔対象寄附金〕	<ul style="list-style-type: none"> ・住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金 ・住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金 	⇒	<p style="text-align: center;"><u>現行の対象寄附金に、都道府県又は市区町村が 条例により指定した寄附金を追加</u></p> <p style="text-align: center;">(所得税の寄附金控除の対象となる寄附金(国に対する寄附金及び政党等に対する政治活動に関する寄附金を除く。)のうちから地域における住民の福祉の増進に寄与するものとして都道府県又は市区町村が条例により指定)</p>
〔控除方式〕	所得控除方式		<u>税額控除方式</u>
〔控除率〕	(適用対象寄附金×税率(10%) の軽減効果)		<u>道府県民税4%</u> <u>市町村民税6%</u>
〔控除対象限度額〕	総所得金額等の25%		総所得金額等の <u>30%</u>
〔適用下限額〕	10万円		<u>5万円</u>

※ 条例により指定した寄附金に係る減収額は交付税措置の対象としない。

地方公共団体への寄附と税務申告の流れ(イメージ)



